

相続に関する基礎知識

「相続」とは、ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引継ぐことをいいます。簡単にいうと、亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうことです。また相続は、死亡によって開始します（民882条）

相続では、この亡くなった人を「被相続人」、財産をもらう人を「相続人」といいます。

1. 相続の方法（民法）

種類	内容
1. 法定相続（民900条）	民法で決められた人が決められた分だけもらう相続
2. 遺言による相続（902条）	亡くなった人が遺言書により相続の内容を決める相続
3. 分割協議による相続（907条）	相続人全員で協議して遺産の分割方法を決める相続

*遺言書がある場合は、原則、遺言書に沿って相続します。一方、遺言書がない場合はどうするのでしょうか。民法では「誰がどれだけ相続するか」が決められているので、それに沿って相続します。これを「法定相続」といいます。

また、相続人全員で協議して、それぞれの事情に応じて分けることもできます。これを「分割協議による相続」といいます

2. 相続の承認または放棄（民915条）

相続があったことを知った日から3ヶ月以内（熟慮期間）に相続の承認又は放棄を行わなければなりません。何も手続きをしないと単純承認となり、相続人はプラスの財産のみならずマイナスの財産（借金等）も相続してしまいます。

承認には以下の3種類が存在します。

単純承認	無限に被相続人の権利義務を承継
限定承認	相続によって得た財産を限度に被相続人の債務等を負担する義務を負う（相続人全員が共同して申述）
相続放棄	相続財産は一切相続しない

3. 代襲相続（民889条）とは

代襲相続（だいしゅうそうぞく）とは、被相続人より先に相続人が亡くなっている場合に、被相続人から見て【孫】【ひ孫】【甥、姪】等が相続財産を受け継ぐことをいいます。

4. 遺留分（民1042条）とは

遺留分（いりゅうぶん）とは、相続人が最低限の遺産を確保するために設けられた制度のことで、**兄弟姉妹以外の相続人**には相続財産の一定割合を取得できる権利（遺留分権）があります。

例えば遺言で遺産を福祉施設等に全額寄付するとの遺言の場合でも、一定の相続人は最低限の相続財産を相続請求する権利があります。この請求を**遺留分侵害額の請求**（民1046条）とといいます。

この請求は、**遺留分を侵害する贈与又は遺言があったことを知った時から1年間行使しないときは時効により消滅する**。（相続開始の時から10年たった時も同様に消滅する）

5. 法定相続と遺留分

民法900条に「法定相続分」が定められています。また遺留分（兄弟姉妹以外の相続人が相続分を請求できる権利）の割合が民法1042条に定められています。

法定相続人とその相続割合は以下のとおりです。（配偶者は常に相続人となります。）

相続順位	法定相続人	法定相続分		慰留分		備考
		配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし	
第一順位	配偶者	1/2	—	1/4	—	*兄弟姉妹には、遺留分はなし
	子	1/2	1	1/4	1/2	
第二順位	配偶者	2/3	—	1/3	—	
	直系尊属	1/3	1	1/6	1/3	
第三順位	配偶者	3/4	—	1/2	—	
	兄弟姉妹	1/4	1	なし	なし	
配偶者のみ	配偶者	1	—	1/2	—	

6. 法定相続持分の例(民法改正:土地名義未登記の場合など)

* 旧法では配偶者の相続分が少ない(土地の相続が未登記の場合)

① 昭和56年1月1日以降に被相続人が死亡した場合(現行民法)

* 相続人が配偶者と子2人 ⇒ 配偶者 $1/2$, 子① $1/4$, 子② $1/4$

* 配偶者と父母 ⇒ 配偶者 $2/3$, 父 $1/6$, 母 $1/6$

* 配偶者と兄妹 ⇒ 配偶者 $3/4$, 兄 $1/8$, 妹 $1/8$

② 昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までに被相続人が死亡した場合

* 相続人が配偶者と子2人 ⇒ 配偶者 $1/3$, 子① $1/3$, 子② $1/3$

* 配偶者と父母 ⇒ 配偶者 $1/2$, 父 $1/4$, 母 $1/4$

* 配偶者と兄妹 ⇒ 配偶者 $2/3$, 兄 $1/6$, 妹 $1/6$

③ 昭和22年5月3日より前に被相続人が死亡した場合

* 原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍していた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。